

江戸の砂糖問屋

河内屋孫左衛門の場合

新井敦子

一 砂糖の歴史と流通

砂糖は平安時代に薬用として伝わった。織豊時代になって、南蛮菓子等嗜好品として上層階級の間に用いられ、次第に消費量を増した。慶長年間には大隈国大島において、我国最初の砂糖が製造されたという。当初の国産額は微少で、専ら輸入砂糖に依存していた。鎖国後、年間五十万から三百五十万斤の輸入が許可された。その見返りとして金銀銅が多額海外に流出したので、宮崎安貞は農業全書において、「是常に人家に用ゆる物なるゆゑ、本邦の貴賤財を費すこと尤甚し。是を種る事よく其法を伝へ作りたれば、海辺の暖国には必ず生長すべし。若其術を尽して世上に多く作らば、みだりに我国の財を外国へ費しとられざる一の助となるべし。」と述べて砂糖の製造を勧め、後に將軍吉宗も甘蔗栽培を奨励し、相模国池上太郎左衛門等の手によって、甘蔗栽培法及び砂糖の製法が伝播され、各地で製糖されるようになった。

国産糖は、生産地によって「黒糖」と「和糖」とに区別される。薩摩藩から出される黒砂糖を黒糖といふ、讃岐、土佐、阿波、駿河、和泉、

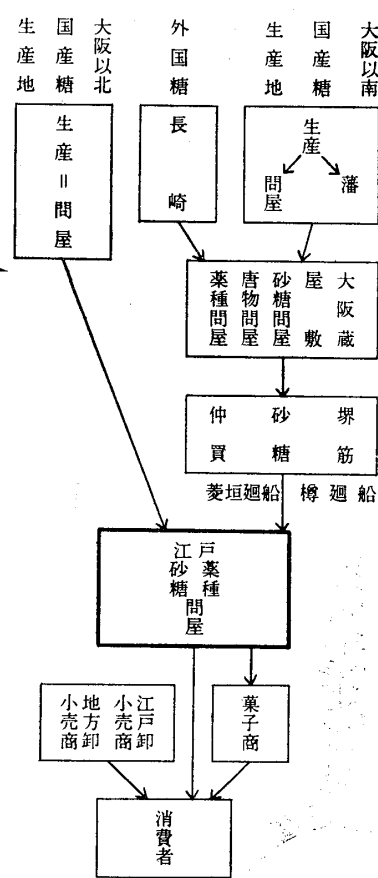
紀伊等が主たる生産地である黒砂糖及び白砂糖を和糖と総称する。

江戸中期以降、貨幣経済の滲透により、各藩は正金銀の必要度を増したため、砂糖は貨幣獲得のための商品作物として国産奨励され、その結果、まず黒糖が享保、宝暦年間より市場にあらわれ、化政期には和糖も出まわってきて砂糖の国産額が急増する。天保年間には主な生産地諸藩が専売制度を布き、藩の手によって大坂の問屋へ売り捌いた。

一方、外国糖も長崎で輸入された後大坂へ廻送され、国産糖と同じく蔵屋敷、砂糖問屋或いは薬種問屋に水揚され、更に堺筋の唐紅毛砂糖荒物仲買³⁾によって入札値または入札による御定値で買取られた。

第一図

砂糖の流れ（江戸砂糖問屋を中心とした）



堺筋の仲買商から砂糖は再び積みかえられて、江戸、京都、大坂等の消費地へ送られた。江戸はそれ自体大消費都市でもあり、その上、仲間の成立以後、江戸以北の砂糖取引は江戸の仲間を経ることになっていたから、堺筋取扱量の約四割が江戸の仲間へ廻送されたという。

当時海運の安全度は低く、しかも砂糖は高価であったから、難船等による廻送途上の損失や船頭の不正等による損失を最少限に留め、企業の

安定を計るために仲間が結成された。堺筋は天明元年株仲間を公許され、江戸筋はそれに対応して天明二年頃仲間を結成した。しかし、主として薬種として薬種問屋が販売していた砂糖の消費量は微少であり、まだ嗜好品として普及しなかったので、江戸の砂糖商内仲間は衰退した。やがて、国産糖の増産と江戸における砂糖の需要増加によって、寛政七年、江戸の砂糖商内仲間は住吉講として再建された。住吉講の成立に前後して、江戸には、別に住吉明徳講が成立し、十余年経た文化三年、両講は合併した。当時の講員は十八名であった。合併の原因は、同年江戸十組問屋が砂糖の菱垣廻船一方積を主張して訴訟を起し、杉本茂十郎が仲介に入った結果、菱垣・樽両廻船積が許可された事件によって、砂糖商の団結が促進されたものと思われる。このころ、砂糖商内仲間は、十組問屋と争って、樽廻船積継続の主張を通すほどの実力を持つに至り、また、文化五年には、一年につき千両の冥加金を上納することによって株仲間の公許を獲得した。⁽⁴⁾株仲間公許時代(文化五年~文政三年)約十年間は、砂糖問屋仲間の黄金時代であって、河内屋の商勢も伸展する。この株仲間も「無断寄合所設立」⁽⁵⁾を理由に、文政三年停止を命じられると、それ以後は、天保十二年頃、太々講が成立をみる。しかし、株仲間解散令および諸国物産専売禁止令等の発令により、従来の堺↓江戸の仲間取引のもたらす江戸砂糖商内仲間の独占性は破れ、このルートの取引は衰退する。その原因は、他に開港による金価の急騰、江戸砂糖商の滞代銀の増大、江戸抜荷の横行等があげられる。⁽⁶⁾

江戸の砂糖商内仲間の機能は、独占機能、権益擁護機能、および調整機能をもつ株仲間公認時代を除いて、仲間外の営業は自由であり、仲間への新規加入は組合員相談の上比較的容易に許可されたから、必ずしも封建権力に依存していたものではない。⁽⁸⁾

運賃・戻り銀改正

年代	運賃	戻り銀
文化4年以前	10櫃に付 52 匁	2 匁
" 4	57 匁	9 匁
" 4~10	57 匁	14 匁
" 10	52 匁	4 匁
" 14	唐白砂 蘇木メ 三品1ケニ付 1匁4分 黒砂 蜜白下 "	5分

河内屋孫左衛門店は、垣内氏又は菊池氏を名のり、江戸砂糖商内仲間において常に筆頭の地位を占めてきたが、取引額にみる仲間内の地位は「戻り銀」⁽¹¹⁾の額によってみることが出来る。(第一表)

薬種問屋は、人命にかゝる商売の故に、不正薬物の取締が必要であり、享保年間に株仲間として認可され、本町組及び少時遅れて大伝馬町組両薬種問屋仲間の独占機能は確保された。しかし、薬種

砂糖の輸送には樽廻船が主として利用された。酒荷、荒荷を積んだ樽廻船は積荷の都合上酒以外のものを積むことになった。砂糖荷は移香の恐れもなく酒と共積するには適当な品物であり、また樽廻船は菱垣廻船より、運賃、船足の点で有利なためである。⁽⁹⁾しかし、江戸十組問屋はもと／＼菱垣廻船の利用に関して成立したので、その一員である薬種問屋の分岐、砂糖商内仲間が、樽廻船を利用することは主旨に違反することである。文化三年十組問屋が砂糖の菱垣廻船一方積を主張した。その結果は両廻船積となるが、菱垣廻船||十組問屋はその後度々菱垣廻船一方積を主張している。⁽⁹⁾

文政三年には、樽廻船積仲間における海難高が平等でないというので、従来酒店に一任していた振合権を、全荷主立合の上振合うことを取極めた。⁽¹⁰⁾

天保四年には菱垣廻船一方積の命令が出、御用砂糖十万斤以外は菱垣廻船によらざるを得なくなるが、天保十二年株仲間の解散令と同時に菱垣・樽両廻船の積合は自由になったとみられる。

第 1 表 戻 り 銀 (金)

	文化 6 年		文化 7 年		文 政 2 年	
	金	銀	金	銀	金	銀
河内屋孫左衛門	55	0.88	95	9.44	162	10
大坂屋太助	85	8.28	121	14.91	131.3	5
伊勢屋長左衛門	67	2.48	83.1	8.76	120.3	—
美濃屋吉兵衛	60	0.96	68.1	9.36	53	13
大坂屋勘兵衛	16	8.88	61.3	11.24	74.1	—
堺屋九左衛門	—	—	21.1	3.64	—	—
小西九郎衛門	67.3	12.97	80.3	5.56	177	14
北川儀右衛門	42.2	2.88	59.2	4.56	91.2	9
小西茂兵衛	48.3	9	72.2	4.24	130.2	11
大坂屋又兵衛	7.2	—	8.2	12.72	23.2	14
大坂屋庄三郎	12.3	12.04	24.1	6.68	24	13
越後屋武兵衛	12.3	8.52	22	14.96	—	—
大坂屋仁兵衛	2.3	2.2	9.1	13.48	85.2	10
伊勢屋又兵衛	13.2	4.88	26	8.18	67.3	3
横田六左衛門	6.2	7.76	35	4.96	64	11

の中でも砂糖や硫黄等「直荷引請儀不苦候」品物六十九品が定められており、河内屋は自由取引の可能な薬種、特に砂糖を扱う薬種商として開業した。そして開店後十余年、寛政七年住吉講が成立する頃には、仲間
の筆頭となる程成長している。この前年、河内屋が薬種問屋御免願を館
御役所に願出て「不相当ニ付」却下された史料がある。文化元年再度の
御免願によって大伝馬町組薬種問屋への加入を認められ、仮連印を行な
った。

記録帳の「文化六年株札及び鑑札写し」に、大伝馬町組薬種問屋・絵

具染草問屋両組の株札及び鑑札の写しがある。絵具染草類は唐物として
もと薬種問屋扱いに属したため、絵具染草問屋七十三名中、薬種問屋に
も属する者が四十一名(文化六年)にのぼる。これは砂糖商の場合も同様
で、砂糖商の殆んどが薬種問屋株を持ち、一方薬種商も、砂糖問屋仲間
の株仲間公許時代でさえ、休株を持ち、砂糖の直取引の権利を保ってい
た。このように三者の源は一つであり、組合員は重複していた。江戸時
代後期、專業問屋化した問屋では、「専門的取扱品を定めるのみならず
その専門品内にあっても、最も特徴とし、得意とするもののみを扱う。」
のであって、河内屋は砂糖を多く商った。この他、天保五年頃隣家大野
屋の両替株を譲り請けた記事がある。

二 店 の 経 営

(1) 開 店 (本店・支店関係)

河内屋孫左衛門は天明二年江戸新和泉町に開業し、明治十三年に閉店
した砂糖問屋であり、干鰯問屋栖原屋太郎兵衛(享保四年開業)の支店
にあたる。両店は、紀州出身の房州網元であったが、漁業の経営不振に
よって、新生地を江戸に求めて開店したものである。支店が開店した天
明二年には本店は江戸において相当の資産を所持し繁栄していた。

「内密録」の決算報告に支店開業当初の財産計算が報告されている。

本店差引信及び借金利息かり 正金有高 一 荷物(砂糖・薬種・荒物) = 不
349 両 2 12 両 12 317 両 2 19 両 2

右式は開業資金を本店から借用したことを示す。すなわち、本店からの
融資は、支店河内屋の負債であり、独立採算制がとられている。資金の

運用方法についての史料は乏しいが、和泉町店覚書（文化十四年 太郎兵衛本店主人録）に「此店発旦之節は（中略）本店より讓金等聊も致さず、唯、金子入用の時は持来いたし、不用の時は持返り、当用凌ぎに取立し事なり」とあり、形式的には本店に対する支店として開業し、実質的にも、本店の有利な金融に依存しているとはいえず利子は支払われたのであり、河内屋孫左衛門店は完全な一独立企業として発足したといえよう。本・支店関係を規制する要因として、この融資関係、密接な血縁関係、更に時代の倫理が考えられる。河内屋の場合歩方制も大きな規制となっている。

寛政六年 孫左衛門（支店主人）・太郎兵衛（本店主人）・太次右衛門（商家）の三人は、義同翁立会の下に支店における歩方を決定した。「入置一札之事」によれば、本店歩方は二・六・二、支店歩方は五・三・二、の割合を前述三人の持分としている。このような持分制は店の共有化は、その例を近江商人に多くみるが、彼らの場合具体的な資金の出資額に従って決定される歩方であり、いわば共同企業経営といえる。河内屋の場合「入置一札之事」（文政七年）に

（前略）各歩方金差入候ニは無之候得ば、歩方分ケ退候儀、決致申間敷候。万一末々ニ至心得違候者出来、歩方分ケ取候様申出候ハ、金式百両相渡歩方御除可被成候。以後店繁昌致、地面数ヶ所相求候とも、歩方除金式百兩ニ限可申候。為後、証入置申一札、依而如件

文政七 甲申年二月

太郎兵衛

太次右衛門

孫左衛門殿

とある如く、先に決定した歩方は出資の割合ではない。一方本店の歩方

制は江戸店定書に出資の額に応じた歩合であることが記されている。河内屋孫左衛門店は支店とはいえず財政的に独立していたから、歩方取極は経済外的規制、すなわち、本支店関係に由来する取極といえると思う。店は歩方制とは関係なく、孫左衛門が運営し、財産の分散を防ぐために「入置一札之事」が用意され、事実上の財産所有者は孫左衛門であった。この歩方制は如何に運用されたか。金銀割付帳「覚」によると、開店当初より、大坂表において買った砂糖一丁に付、口銭の他一分ずつ積立て、文化七年度よりは割付した旨が記載されており、次いで取極られた歩方に基づいて積立銀の利足が分配されている。この一分積立金の利足割付は文政十一年まで続き以後の史料は乏しい。

(2) 組織・仕入販売・勘定法

(イ)、職 場 組 織

河内屋の主人は出身地紀州栖原村に居を構えていたから、店を經營したのは仲間連印の署名にみられるように主人「紀州住宅ニ付、店預り人〇兵衛」であった。彼は出店最高の責任者で一切の表向公用を司どる。

記録帳に登載された職場組織は、

天保十二 辛丑年正月改正

店 後 見	吉 兵 衛
見世支配方	徳 兵 衛
差 添	彦 兵 衛
奥支配方	喜 兵 衛
差 添	嘉 兵 衛

表向公用等店支配人名前

喜兵衛預里

と見世と奥各々支配方をおき、奥支配方が店支配方を勤めている。家法帳に「首尾よく相勤め退役候とも、暫、跡支配人後見致し、其上元手金相譲り別家為致可申事ニ候」とあり、店支配人は退役後少時店を後見する義務がある。しかしながら前出「店後見 吉兵衛」は、喜兵衛の前任者⁽¹⁷⁾ではなく、個有の役職名である。吉兵衛と河内屋との関係を見ると、吉兵衛は開店当時の店支配人で、別家して河内屋吉兵衛をなりのり、相当の産をなした。また「堀川町二丁目家持親類 吉兵衛」とあるように河内屋の遠戚にあたる。彼は代々河内屋と密接な関係を保ち、幕末、二代目孫左衛門(海莊)が紀州で窮民救済事業を行ない郷兵を練る等、多額の私財を費した折に融資を行なったりする。吉兵衛の地位は河内屋の顧問であったといえよう。店預り人Ⅱ店支配人は総支配人であり、差添は支配方を補佐した。奥店は金融業関係、見世店は砂糖商内関係を意味する。

(四)、仕 入・販 売(見世店)

河内屋孫左衛門店は、砂糖商内仲間に加わって、堺筋から砂糖を仕入れる仕入問屋であった。店内、見世店の役方として蔵出入役、田舎役、薬種世話人をおく。蔵出入役の職務は、支配人と連絡をとりつゝ、商品の蔵出入を行ない、毎月二度、蔵出入割取帳を附合わせ、支配人と共に荷物有り高を照合して品切れの有無を確かめた上、仕込の判断を行なうことである。仕込に際して、砂糖には相場が成立していたから、相場のゆきこみに絶えず心を配りながら大坂表へ発注するのが商才のみせどころであった。

江戸からの注文に応じて、砂糖が江戸新川に着くと、仲間行事と注文主とへ通知され、注文主は新川へ出向き、「荷数篤と相改め、積日記引合わせ可申⁽¹⁸⁾」、送り状と荷数に相違がなかったなら始めて荷物を納める。

大坂以東の生産地駿河、遠江国等からは江戸へ直積もされ、それらの砂糖は入札に付された。また仲間取引といって仲間同志が売買する場合もあった。買物の支払方法は、対大坂取引では為替取組に依った。取引には、仲間間で決められた一定の口銭⁽²⁰⁾が荷主から支払われたため、河内屋ではこれを大坂に積立て、おいた。店卸巨細帳(天保十五年以降)所載「紀坂泉駿買帳かり」・「江戸買帳かり」は仕入先が紀伊・大坂・和泉、駿河及び江戸であることを示し、仕入における滞代金をあらわしている。砂糖問屋仲間は従来大坂の仲間と連帯して独占的取引を行なっていたが、この頃は株仲間解散令発令後であり、仕入先が大坂に限らない点から、仲間統制は消滅し、河内屋個人による信用取引が行なわれたのではないだろうか。こゝにおいて「紀坂泉駿買帳かり」・「江戸買帳かり」に注目しなければならぬ。大坂・江戸を除く紀伊、和泉、駿河は和糖の生産地であり、天保十三年諸国物産専売制度禁止以後、以前より自由な取引が生産地問屋との間で開かれ、仕入前貸金として金融を行ない、仕入品を安く確保したのではないかと思われる⁽²¹⁾。また、大坂Ⅱ江戸間の取引において江戸は常に借方であり、特に江戸砂糖店の滞代銀は年々増していた⁽²²⁾から、大坂も坂紀泉駿買帳かしの買帳かしの部類に入っていることは注目に値する。

荷物受取⁽²³⁾の場合、特に注意が必要なのは荷物の故障を見分けることであった。海上・陸上輸送の途上、痛み、濡れ、欠け等の事故が起りやすく、高価な砂糖の事故は直接の損得に大きく響いた。事故があった場合戻り銀制⁽²⁴⁾が行なわれなかった時期は弁銀を請求する。時宜を得ることが大切で「早速立合、相掛合可申候。等閑ニ而は相庭之高下ニより損も有之候事⁽²⁵⁾」と注意書きされている。信用取引のためまゝから、取引は公正を期されたが、その範囲内で最大の利益を得るための努力が細々と行なわ

れた。

河内屋の砂糖年間取扱量は株仲間公認時代の文政二年、九千七百三十拾

第 2 表

大和唐三盆出上和白密砂金態本	島黒太	黒砂白砂	1630	挺樽
	上白砂		30	挺樽
	白砂		14	挺樽
	白砂		122	挺樽
	白砂		22	挺樽
	氷砂		11	挺樽
	白砂		1204	樽
	地砂		395	樽
	漬糖		315	斤
	密糖		385	壺
	米之助		115	樽
			15	樽
			22	樽

簡、所持史料の中、最少取扱量は弘化四年の約六千箇である。天保十五年の上期販売内容は第二表の如くで、特に大島黒砂糖(黒糖)及び和白糖の

取扱量が多く、上質の三盆、上白糖や出島白(外国糖)が少なからず売捌かれた。⁽³⁶⁾ 砂糖の種類別売捌量を店卸巨細帳からとって第三表とした。黒糖が一番多く、慶応年間以後、外国糖が急激に増し、開港による影響をうけて従来の大坂 江戸という流通過程を前提とした仲間取引に打撃を与えたことがわかれる。

河内屋孫左衛門店は小売及び卸売を行ない、即金取引の見世商内と掛売を行なっていた。越後屋が始めた「薄利多売、現銀懸値なし」の販売方式は「別けて享保の不景気以来は、大小の店舗共に商家の営業ぶりがかわり」⁽²⁷⁾、一般に普及し、小売商の全盛をまねいたから河内屋の小売販売も相当行なわれたと推定される。⁽²⁸⁾ 一方卸売については河内屋の営業の中心であり、小売はやはり補助的なものであった。この分野では普通掛売が行なわれ、江戸掛と田舎掛とに区別される。江戸掛の取引先は主として下町や山手にある砂糖卸商、小売商、大口消費者である菓子商であった。販売は、客方が店へ出向いてかけあいし、相対で買物する場合と手代が見本箱を携えて得意先を廻り、注文をとる場合とがあった。掛取は月の十四日・晦日の二度「掛方廻り役」が押切帳面を持参して得意先を訪ずれ、仕切をし、押切印形をとった。田舎掛は江戸市内以外の地を田

第 3 表 河内屋孫左衛門店砂糖売捌量(種類別)

	国産		外国産 (白砂糖)		国産		外国糖 (白砂糖)
	黒砂糖	白砂糖			黒砂糖	白砂糖	
弘化元年	3,178箇	3,238箇	243箇	文久2年	4,563箇	6,904箇	17箇
2	3,501	2,729	269	3	2,854	4,446	—
3	3,572	4,617	358	元治元年	2,625	3,611	—
4	2,534	2,598	324	慶応元年	3,470	4,844	48
嘉永元年	2,699	3,428	136	2	3,860	3,533	66
2	2,904	3,892	137	3	4,763	1,482	1,312
3	2,344	4,568	147	明治元年	1,851	1,938	1,609
4	2,361	3,133	171	2	1,694	730	2,301
5	2,219	3,509	93	3	1,776	547	8,150
6	2,122	3,965	65	4	1,565	736	5,480
安政元年	4,392	7,021	50	5	1,874	1,130	7,014
2	3,342	6,547	52	6	2,084	1,032	5,993
3	2,730	5,458	41	7	2,283	1,550	4,026
4	2,569	5,165	63	8	2,337	1,129	4,037
5	3,307	5,767	32	9	2,017	1,076	4,403
6	4,829	6,827	4	10	2,146	1,777	5,639
万延元年	3,903	4,366	—	11	1,781	1,398	5,015
文久元年	3,905	4,510	2	12	2,112	1,728	3,905

舎役が廻って注文をとる。田舎役は信用と才覚が必要な役であるから、年期の入った人が派遣されたのであろうが、彼が常に相場状を持歩いたことは注目される。第四表は年賦取立帳(天保十五年から幕末)から「田舎」の分をとり出して表にしたものである。取引先は遠くは仙台・常陸・下総・上総・安房国に多く、城下町や宿場ばかりでなく、漁村にも販売されている。注文品は車力あるいは更に船積されて運搬されるが、運賃は売方持である。掛売りの場合掛損等による危険が多い。記録帳の第一頁(享和年間)および天保十五年年賦取立帳の第一頁には寛政九年発令

第 4 表 田 倉 取 引 先

駿 河	吉 清	原 水	商, 宿 場	上 総	木更津	商, 港
相 模	大 浦	磯 賀	宿 駅	安 房	磯 羽	漁 村
武 蔵	川 差	越 村	商, 城 下 町	上 野	桐 柄	工 城 下 町
下 総	八 日 市	場 子	商, 門 前 町	下 野	日 宇	商, 門 前 町
	八 日 市	山 倉	商, 城 下 町	常 陸	府 竜	商, 城 下 町
	八 日 市	田 岸	商, 門 前 町		小 玉	宿 場, 城 下 町
	八 日 市	河 葉	村 宿 宿 商, 商, 商, 村 (漁, 農)		結 水	水 陸 交 通, 門 前 城 下 町
	八 日 市	原 金		陸 前	飯 仙	商, 城 下 町
	八 日 市	宮 谷			納 台	商, 城 下 町
	八 日 市					

の棄捐令が写されている。寛政元年の棄捐令が蔵宿貸出金に限られたの
 に比べ同九年の触には「尤売掛、諸職人作料手間賃等に至迄同断之事」
 と規定され、売掛金の支払は遅滞し、出訴も却下されたから、二度の再
 触の及ぼした打撃は大きかった。

砂糖の販売値は発注の時と同様、常に大坂表の相場および江戸表の相
 場のゆきこみによって相当な値段に決められたから、発注時の大坂砂糖

相場と販売時の値開きが利益となる。利益は他に手数料等いわゆる商業
 利潤の性格は、仕入金前貸における利子の要素および販売における遠距
 離地での不当売値の他は経済外的要素が利益に影響することの比較的少
 ない、純粋な商業利潤と規定できると思う。

(ハ) 店 員 組 織

店員は、十一人から十八人位であった。文化元年「家法連判状」の末
 尾には別宅(二名)、見世組(六名)、子供(五名)の計十三名の連判が
 ある。他に台所使用人がいたから、店の全員構成は主人を除き十五名前
 後と思われる。店員の階級は若者、子供があり、子供が元服すると若者
 となる。家法連判状の仕着の項をみると、元服後四年にして年期が終了
 する。初登り・初国帰りは初年より七年目に許され、国元滞在期間は三
 十日であった。年期があけてからの規定は家法帳に

- 一、年期奉公済候ハ、給金五兩定遣可申。
- 一、奉公出精致候者はその人を見立、段々給金増し遣可申候(後略)
- 一、支配人首尾好相勤、退役致候とも、暫、跡支配人後見致、其上
 元手金相譲リ別家為致可申事ニ候。

と、昇給、別家の方法について定められているにすぎない。そこで給金
 の実際について、店卸巨細帳と内密帳によってみると、店員への報酬が
 二重構造を持つ。内密帳文化十一年に「金百拾貳両、三人へ譲」が初出す
 る。これは利益の何割かを店の主だつた三人へ譲つたもので、文政四年
 見世、奥勘定³¹⁾の分離後支配人「清兵衛一割譲」、文政五年には、「清兵
 衛一割、若者へ三歩譲」と改訂され、更に天保十五年以後は「店中一統
 へ二割譲」と徳用の二割を店員へ分配した。この譲金について「人数帳
 覚」³²⁾を参照してみると給金とは別種のものであることがわかる。初代主

人孫左衛門は開店当時は江戸に住居していたが、のちいつ頃から紀州へ居を移した。それが文化十一年からではないか。つまり譲り金制度ができたのは主人が田舎へ引込んだ結果、はじめ支配人のみ、のち店一統を店経営分担者とみ、利益を得た時褒賞の意味で利益が分配されたのではないだろうか。よって「不足」の場合には、当然支払われないのである。給与の三重構造もみられる。晋兵衛は嘉永四年から文久三年に退役するまで支配人を勤めたが、退役に際し、彼が支配人であった期間に見世が得た利益を累計した金額の一割を譲渡された。当時二割譲り金の制度は実行され、別に給金も支払われていた。

第五表は「人数帳覚」を表にしたものである。安政二年、一律の昇給がみられ、それ以前嘉永元年頃より定額給金となっている。給金は一年に二度、益前、益後分として支払われるが、病気になった場合は給付停止となる。

台所使用人は常に一定の低額給金で昇給せず、店員を様付けで呼ぶべしとの定もあって、身分が卑しめられていた。店員の勤続年数は極端に短い一・二年あるいは極端に長い年月勤める者に分けられる。

(二)、奥・見世勘定法

河内屋の決算報告書には、奥店勘定口と見世店勘定口の部門がある。開店当時から約四十年経った文政三年に二勘定口に分離した。それ以前は一轄された形式であった。具体的な見世・奥勘定口の分配方法は、文政三年の「正味身上」壹万二千百拾七兩弍分の中、文政四年度、見世元手金へ六千五拾三兩と壹匁六歩二厘、その残余六千六拾四兩壹歩と拾三匁三歩三厘は奥元手金へ算入され、ほぼ同額の分配が行なわれた。しかるに奥の元手金には内密録から新規に壹万三百五拾兩余算入され、見世

に比して多大な額にのぼる。

文政三年分の勘定法 (分離前)

- (一) 附立有高 - (預り高 + 昨年度有高 + 支配人へ譲り) = 当勘定徳用
 (二) 正味有高 = 昨年度有高 + 当勘定徳用
 (三) 附立有物 = 諸代品物 + 江戸田舎費 + 本家差引有高 + 奥有金 + (見世方算入) (見世) (奥) (見世)
 金銀覚帳正有金 + 和唐帳かし (奥) (見世)

分 離

- (一) 見世元手金 = 諸代品物有高 + 江戸・田舎費高 + 奥有金 + (6053兩) (2547) (2385) (500)
 江戸買物代和唐買物代とも + 大坂口々差引かり (532) (86)
 (二) 奥元手金 = 前年度正味有物より見世元手金除 + 内密録 (16,374兩) (6,064) (12,253)

見世元手金の内容は、(一)見世元手金の各項の示すように、砂糖等薬種の在庫高を示す諸代品物有高を始め商内取引関係、つまり、「見世勘定口」とは砂糖薬種商内の部門といえる。

奥勘定口の内容について、まず内密録を検討する。文政五年内密録全有物からその前年のそれを差引いた千九百六兩余は「但し、金利増口銭其外口々入り候也午年中全徳用」で口銭積立金銀に附く利子や当該年度分口銭等を合計したものであることがわかる。これが分離以前決算に現われずにいたのは、文政三年までの店勘定が砂糖仕入れ後における店運用の結果計算であったからである。店卸勘定と別に口銭が積立てられた目的は、非常時出費に備えたものと推定する。それは非常口積金⁽³⁴⁾が、内密録の奥勘定口への融合時期たる文政九年より、積立てはじめられたか

「人数覚帳」より 第5巻

天保一五	弘化二二	三二	三八	四二	四六	五一	五元一八	二一	二八	三八	四一	四一	五一	五七	六一	六一	七一	七七	七二	七一	二一	一七	三一	三七	四一	四一	五一	
保一五	化二二	二二	二八	三二	三六	四一	元一八	二一	二八	三八	四一	四一	五一	五七	六一	六一	七一	七七	七二	七一	二一	一七	三一	三七	四一	四一	五一	
4832	912	43	2522	4702	531	372	88	173	8102	641	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
342	714	27	81	583	232	113	24	153	3632	112																		
主 人	源三郎	八兵衛	徳兵衛	嘉兵衛	晋兵衛	源七	由兵衛	猪之助	鉄蔵	藤助	清蔵	専蔵	堅次郎	兵蔵	福兵衛	豊次郎	精一郎	善兵衛	龜吉	多吉	増蔵	清吉	万蔵	安蔵	八蔵	八蔵	八蔵	八蔵
数字の太字は支配人																												

らじある。

分離後 = 奥店勘定法 (天保15年度)

財産勘定

① 貸金ノ高 = 家賃及び地面貸賃・差引貸金 (沽券家屋・地面及び米等)
(8349)

担保引当貸・御用金・見世江差引貸・正金有物・他

② 預リ高 = 借金・家賃借・店奉公人預リ金・店積立金・無尽預リ
(5960)

国元内借返済手当金預リ

① - ② = 全正味有高 (2387)

全正味有高 - 前年度改正有高 = 徳用 (6)

見 競 (奥勘定・損益勘定)

利足取上高 - 同払高 = 正味

正味 - (奥賄 + 国賄) = 徳用
(2) (25)

(外に国元内借の項あり)

奥は金融業、担保付金融に関する事項が多い。しかし御用金・店員預り金及び店積立金は異質の要素を持つ。御用金は返済されないか、または一部分の返済に終るため、一般の貸金とは区別される。店預り金及び店積立金は消極的な借金として有利な金融業を行なうために運用したとはいえ、預り金である。以上の如く奥店は、異質の要素を含むとはいえ、金融業が行なわれ、営業利益は利子利潤の性格を持つ。奥・見世勘定法において、店全体としての家計費及び店員給料等「店入用」が見世勘定口の賄帳・人数帳に算入されている。奥と見世の営業を分離させる立場に立つと店入用の処理が必要である。奥・見世を事項別に検討してその動向を表わすため第六表(次頁参照)を公表した。

文政三年までは見世・奥が分離されず、分離後、内密録の編入によつ

て奥店が急増する。文政三年以前は安定した伸展を示す。しかし、その後は不安定で、特に文政十二年火災にあって以後不足勘定が多くなる。文政十一年、奥店の多大な不足は「右勘定不為誤候へば、本帳へ故写置候事」と何らかの事故があり、奥身上の激減を来し以後、奥勘定口は、利益の減少、あるいは不足をみ、天保年間以後はどちらかといえば見世店の商業利潤が店の支えとなっている。「増すより守る」といふ、堅実な安定をモットーとした江戸時代の商法にもかかわらず、両勘定口とも文政十一年以後、意外な程の不安定さを示す。ではどのような条件が「店」に経済的な影響を与え、その対策は如何様に講じられたのか。

三 店の発展と衰亡

〔開店—文政のはじめまで〕この時期は、河内屋孫左衛門店の興隆期にあたる。この繁栄は、第一に、主人の出精、儉約と本店からの有利な融資によつてもたらされた。開店早々、天明五年の類焼は店を開店当時以上の不足身上に陥³⁵⁾れた。しかし本店の融資と主人の経営政策によつて、寛政六年には主なる砂糖直仕入店となるのである。第二に、江戸の文化興隆に伴う消費生活の向上は砂糖の消費を増加させ、更にひきがた³⁶⁾りを悪とした当時の習慣が販売量を増加させたことによる。また、江戸時代後期、貨幣経済は一層すみ／＼まで浸透し、文化の中心は江戸に移った。平和な時代は武士や町人等の消費生活を向上させ、奢侈品であった砂糖需要の基盤となる。第三に、その繁栄は仲間間の信用取引に因る。

第 6 表 店 (奥と見世) の 利 益

年 号	店 面	年 号	店 面	年 号	奥	見 世	年 号	奥	見 世	
天明 2	- 19.2	文化 4	529.2	天保 2	-234.1	643.3	安政 3	-379.0	697.0	
3	38.3	5	204.3	3	-251.2	- 61.3	4	-134.1	637.3	
4	80.3	6	250	4	365.2	-426.3	5	-146.3	724.3	
5	—	7	409.2	5	427.3	455.2	6	-100.1	1121.3	
6	-561.2	8	99.2	6	272.0	-1277.1	7	78.3	296.4	
7	146.1	9	600	7	140.1	1290.3	万延 2	71.3	2828.0	
8	304.2	10	490	8	215.3	1225.0	文久 2	300.3	2654.0	
寛政 1	58.1	11	450.1	9	1.2	84.0	3	82.0	3143.2	
2	35.1	12	290.1	10	94.0	-1063.1	4	21.1	2340.0	
3	292.1	13	1075.2	11	179.1	-218.2	元治 2	85.2	3117.3	
4	264.1	14	300	12	320.3	68.1	慶応 2	- 85.1	5692.0	
5	301.3	15	—	13	- 26.0	167.0	3	22.0	3486.3	
6	19.3	文政 2	—	14	- 67.3	-1248.3	4	123.0	1669.0	
7	662.3	3	奥 見 世	15	42.0	411.3	明治 2	111.2	4378.0	
8	544	4	1940.3	317.1	弘化 2	43.1	284.0	3	- 55.0	2177.0
9	190	5	1906.2	438.3	3	-103.1	649.0	4	115.0	606.0
10	92.2	6	2474.2	443.3	4	-932.3	9.0	5	- 23.0	1356.1
11	199.2	7	2225.1	451.1	5	-345.2	79.0	6	85.0	1067.0
12	103.3	8	1248.0	172.7	嘉永 2	279.3	201.2	7	42.1	1905.1
享和 1	220	9	838.2	125.2	3	3203.0	-257.1	8	949.0	
2	1334	10	479.0	-493.1	4	- 16.0	668.2	9	-491.0	
3	308.1	11	-1189.1	-127.1	5	-705.3	202.2	10	-129.0	
文化 1	408	12	-230.2	-2204.1	6	-591.3	- 33.3	11	-882.0	
2	431.2	13	- 97.0	364.1	7	-530.3	95.0	12	-2421.0	
3	509				安政 2	-478.0	998.1	13	—	

当時砂糖は大坂に集荷され、その地にあつては独占機能を持つ株仲間が公許されていた。換金商品として有利な国産糖は、まだ専売制が布かれていないが、薩摩藩をはじめとした生産地諸藩によって独占的に販売されたことが多く、外国糖は、幕府の密輸入取締りによって厳しく統制されたから、日本における砂糖は殆んど大坂の仲買商の一手に集った。故に、大坂仲間と独占的な契約を結んだ江戸の砂糖商内仲間は江戸に関する限り、株仲間として公許されずとも、殆んど独占的機能を持ち、仲間取引は江戸砂糖商繁栄を支える最大の要因となった。文化五年の株仲間公許によって、砂糖問屋仲間は従属的な関係にあつた薬種問屋から独立し、販売量の増加に伴って確固たる地盤を築いた。また、江戸への砂糖積送りは菱垣廻船より運賃・船足の早さ・戻り銀制の諸点に有利な樽廻船が使われたことも繁栄の一助となっている。その他相場値に対する才覚等が原因して河内屋は多大な財を積み、当初から積立てた口銭は多大の金利をもたらす。あるいは店の余剰金で地面を求め、あるいは金融を行ない、江戸の富商に一般的であつた多角的な金銀の運用方法は河内屋の財産の増加に特に文化年間以降奏効した。天明五年・文化五年・十年の類焼の被害も飢饉も興隆期の河内屋にとって、あまり打撃とならなかつた。文政八年、見世店・奥店合計勘定の「身上」は三万二千両程にのぼる。

〔文政年間より閉店まで〕この期間は河内屋の衰亡過

程といつてよい。奥店は文政十一年の事故⁽³⁷⁾以後、天保十四年まで極端な減少を示す。それは主として第二代孫左衛門の紀州在における諸事業の経費が多額⁽³⁸⁾出費されたためである。天保年間費したこの関係諸費用は一萬兩以上になり、これを貸金として奥勘定口に記載しても、結局除金として負担せねばならなかった、主人出費にあてるため。地面は売払われ、天保十二年以降、口銭積金から奥へ入る金利も、見世分としたため、財源を失った奥身上は弘化以後とるに足りないものとなった。更に奥勘定口は幕末多く架せられた御用金を負担したから一層減少した。見世勘定口は内部の影響をうけることは少なかったが外部の影響をうけて衰退した。文政三年の株仲間公許停止、天保四年の菱垣廻船一方積令等から、大きな影響をうけた時期は天保十二年以後であった。天保十五年の棄捐令再触は売掛金を遅滞あるいは欠損させ大きな打撃を与えた。

株仲間・仲間解散令の発布以前は「難渋而已申居、一切入金無之」などの不実な取引相手は、仲間の権益擁護機能によって、例えば天明元年大坂「砂糖商差上申一札」⁽⁴⁰⁾の如く仲間結束の下に不正不実取引先との取引中止策によって、防止あるいは取締を行なうことができた。しかし、

株仲間解散令と棄捐令を同時に施行された商人は、仲間及び幕府による権益擁護手段を破られ、信用制度へ加わる強制が何もなくなくなって掛売買中心の江戸問屋は窮状に陥る。

何の前触もなく、出される幕府の政令は、商業を不安定にしたが、火災も同様な不安定をもたらした。文政十二年の火災は類焼による損失ばかりでなく商内を停止させるに至った。このような火災や海上損による偶発的損失に備えて、河内屋では積立金を行なっていた。しかしながら開港による金貨高騰は、銀遣いの大坂との取引を一層混乱させ、安価な外国糖の流入は取引先を変化させた。こうした仲間取引に依存していた商業も衰亡か更生を余儀なくされる。河内屋孫左衛門店は衰亡の道をつどり、明治十三年閉店した。

この研究にあたり、貴重な史料をお見せ戴き、いろいろお話を伺った河内屋孫左衛門家当主菊地武芳、栖原屋太郎兵衛家当主菊地武雄両氏に感謝致します。

註

いたのである。

(1) 「郷土史辞典」砂糖 我国で砂糖はもと／＼外国から輸入されたもので「後二条師通記」にすでに「砂糖」が出てくる。

(2) 彼に関する文献は神奈川県立図書館にある。

(3) はじめ輸入品を扱ったためこの名がつけられたらしい。仲間の中には多くの組を含んでおり、その中のいくつかが外国糖あるいは国産糖を扱って

(4) 「記録帳」、また「東京砂糖貿易商同業組合沿革史」一五九頁参照。冥加金の支払方法は面割で一軒につき四十兩であった。しかるに冥加金は「戻り銀」より支払われた。その高が四十兩に達しない商店の分は便宜上他の店々の残余の「戻り銀」より支払っておく。

幕府が砂糖問屋仲間「住吉明德講」を株仲間とし

(5) 「記録帳」記載。この株仲間停止は前年失脚した杉本茂三郎と関連があるのではないかと推測する向もある。「日本糖業史」四二六頁。

(6) 浜村正三郎氏「株仲間再興以後に於ける大坂砂

糖店の江戸取引」経済史研究、十三巻六号。
(7) 廻送の調整、例えば積留は砂糖が必需品でないため不可能であり、商品の規格、運賃や難船の処理法に関する取極めをし、仲間規制や信用によって取引の安全と円滑を計った。

(8) (11) を参照、

(9) 『記録帳』に「紀州様御達し」とある。これは大坂菱垣廻船が紀伊藩領分の此井、日高、富浦等の舟手の者が樽廻船問屋組合に属して、水油・砂糖・干魚・乾物等を運送していたのを、それらの荷物を差障りがない程度、菱垣廻船一方積にするように願出た。『東湖随筆』にも「紀伊殿御願ニテ樽廻船停廃、松垣船ノミナリタリ」とある。更に『東京砂糖貿易商同業組合沿革史』二〇六頁。登載史料、菱垣一方積の哀訴に対処してそれを排除する申合「連印之事」(文政二年)

(10) 「記録帳」記載。

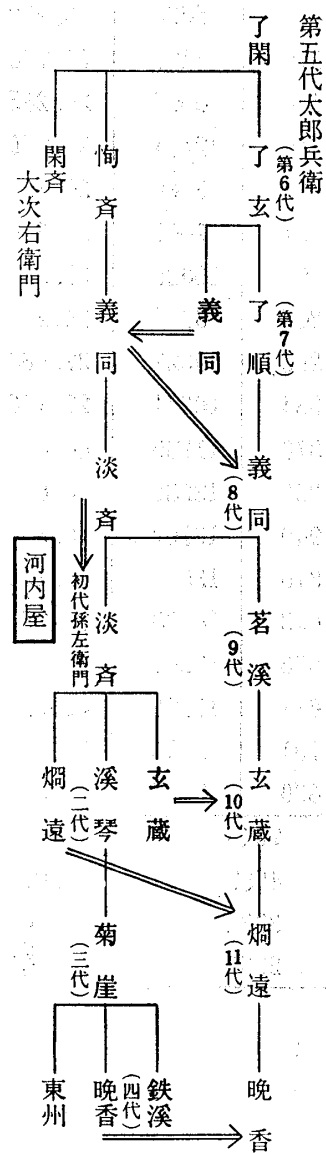
(11) 砂糖問屋と樽廻船問屋との間に結ばれた契約。荷物一箇につき、その運賃の一部を割り戻す制度である。これは砂糖が変質しやすく、しかも高価であったのに、それを運送する船がまた安全性が低かったから絶えず多大な損失の危険があり、商内の安定を計るため「戻り銀」を積立て海難になえたもので、当時特異な制度であった。文化四年「戻り銀」が運賃五十七匁中九匁から五十七匁中十四匁に増大したのは、この間に菱垣廻船一方積の訴訟があり、この時付いた砂糖問屋へのお礼の意味が込めてある。株仲間認可後の文化六・七年、文政二年の冥加金は、この「戻り銀」積立から支払ったからその額が多かったことはわかる。

(12) 享保十四年「蝕」記録帳記載。

(13) 「問屋再興調」二二二 上野図書館蔵。

(14) 宮本又次氏「近世問屋制の研究」一七九頁参照。
(15) 河内屋孫左衛門店系図。養子関係によって一層近親化されている。

栖原屋



(23) 商業叢書「大坂商業慣習録」中第十砂糖仲間買株九三頁。普通樽四斗入一箇(白樽といって白砂糖入り)を一丁とよぶ。阿波は樽の容量多く百十斤

(16) 江頭恒治氏「近江商人」二二八頁参照。

(17) 店卸帳によるとその前任者は八兵衛

(18) 家法帳及び家法連判状。

(19) 寛政八年 家法帳記載。

(20) 郷土史辞典「口銭」「商業利潤をいうが(中略)江戸末期には委託問屋が仕込問屋題する傾向にあり、口銭のなかには危険負担に対する報酬の意味があった」。
(21) 宮本文次氏「近世問屋制の研究」四一四頁参照。仕入前貸金によって得られる利益は利子的要素を持つ。

(22) 浜村正三郎氏「株仲間再興以後に於ける大坂砂糖店の江戸取引」経済史研究、十三巻六号五十五頁。文政四年(天保二十年)の二十年間、薬種並唐和砂糖の滞金銀をみるに金千九百四拾三兩余、銀三千四百三拾三貫五百二拾四匁余、この中砂糖の分は不詳であるが、文久の頃の砂糖店の滞代銀は五千六百三拾八匁余で大坂二十四組中最高に達した。

位に及ぶ。讃岐は「唐白糖」で一丁の入目百斤まで、紀伊は四斗樽より少し小なり。讃岐の貫目は二十六貫位、和泉は二十一貫より廿四・五貫に至る。このように産地によって荷造りが異っていた上、品質も一定しなかったため、大坂表で荷造りかえて名称をふし、皆掛貫目を樽に摺りつけ白砂糖の場合は皆掛拾七貫匁以上と指定されていた、

(24) 註(11) 参照。
(25) 文化元年「家法連判状」記載。「戻り銀」の制度は文化元年には行なわれていない。文化一年(文化四年頃、多分文化三年の株仲間認可の頃までには制度化されたと思われる)。

(26) 砂糖は調味料として、料理屋等では比較的早くから黒糖、白下糖、中白糖が使われ、大名・町人等の上層の家庭では和三盆や白砂糖が使われた。黒砂糖は比較的辺鄙なところへ輸送され、江戸で取扱った黒砂糖も東北あるいは近郊へ売捌かれたのが多かった。樋口弘氏「日本糖業史」四〇四頁
(27) 三田村鳶魚「江戸生活事典」一三七頁。

年号	店身上		商内高 兩		
	奥 兩	見世 兩			
弘化	3	2371	4029	19,806	
	4	1438	3992	14,416	
嘉永	1	1092	3904	16,286	
	2	1259	4073	14,197	
	3	-1830	3807	16,990	
	4	-1860	4342	17,661	
安政	5	-705	4505	17,768	
	6	-591	4437	16,335	
	1	-530	4820	25,768	
	2	-478	5620	20,900	
	3	-379	6179	20,750	
	4	-134	6690	20,265	
万延	5	-146	7271	21,920	
	6	-100	8169	26,322	
	1	-21	9609	26,339	
文久	1	-93	10625	27,223	
	2	207	8051	34,232	
	3	292	9527	27,068	
元治	1	334	10271	27,196	
	慶応	1	370	11236	40,059
	2	256	13586	44,652	
明治	3	-940	13760	48,309	
	1	-815	13583	32,154	
	2	-693	14138	36,753	
	3	-566	13392	46,479	
	4	-671	10886	42,227	
	5	-701	9906	52,130	
	6	-630	7856	48,837	
	7	7043		49,927	
	8	4557		42,075	
	9	3931		64,964	
10	2959		62,262		

(28) 小売は即金払いが多いから、掛損等掛売にみられる危険が少ない。

(29) 天保十五年作製、寛政の年の棄捐令の再触が出たため売掛金が集まらず、年賦金にまわした際につくったもの。この事情により河内屋の田舎取引の全貌を明らかにしない。

(30) 「初国帰り」は近在から雇われた者にい、初登り」は近畿地方の、特に河内屋では紀州が本処であるから紀州出身の雇い人多く、彼らをはじめて国帰りを許された時のことをいう。

(31) 二、(一)参照。

(32) 「店卸巨細帳」の決算の項が終った末尾に「人数帳覚」あるいは「人数帳調」と見出して、天保十五年から安政五年に至る店員個々の給金及び人

件費諸雑費が記載されている。これは損益計算(奥・見世店勘定口参照)にみられる「人数帳」の金額と一致し、その内訳であることがわかる。

(33) 小倉栄一郎氏「江州中井家の決算報告法について」彦根論叢第三七号。勘定が「欠損になった場合は経営担当者に分担せしめ、積置として次期の成果で補填せしめる約定」であった。河内屋の場合もそのような制度ではなく、前期「不足」であっても当期利益があれば、その利益は分配された。勿論「不足」を補填させられることもなかった。

(34) 奥金利一割積。

(35) 「諸問屋再興調」二二二、菓種問屋「両組菓種問屋行事共砂糖直仕入之者右問屋仮組」の「下げ札」に「右之者は重立砂糖直仕入仕候ニ付」「右之者」

は河内屋他三名である。

(36) 宮本又次氏「近世問屋制の研究」一一二頁。江戸以北は江戸の問屋を経て売買される習慣がありそれを破った売買がひきがたりである。

(37) 二、五九〇頁。

(38) 窮民救済のための尽力(土木工事をおこしたり新田開発等)を行ない、嘉永以後は海防を論じて練兵を行なう。「黄花岗影」菊地晚香著による。

(39) 御用金は文化文政までに幕府から百兩、紀州藩から千百兩、天保以後幕府・紀伊藩から各二千五百兩仰渡され、内返済の記録がわずかにある。紀伊藩の御用を勤めた結果一代目主人は文政九年に二代目は天保十四年に地主となる。

(40) 宮本又次氏「近世問屋制の研究」三三三頁。

第7表 身上と商内高

年号	身上 両	商内高 両	年号	身上		商内高 両	
				店 両			
天明	2	1,398	文化	11	10,177	27,718	
	3	19		12	10,355	25,968	
	4	100		13	11,431	28,317	
	5	—		14	11,732	25,428	
寛政	6	— 461	文政	1	—	—	
	7	146		2	—	—	
	8	451		3	奥	見世	—
	1	509	4	18315	6370	17,543	
	2	544	5	20138	6879	17,650	
	3	837	6	21259	7323	17,900	
	4	1101	7	23129	7792	18,000	
	5	1403	8	24032	7965	14,317	
	6	1892	9	23586	8090	15,000	
	7	1912	10	18084	7597	13,004	
	8	2575	11	17266	7469	—	
	9	3119	12	17424	5264	—	
享和	10	3309	天保	1	18483	6,169	
	11	3402		2	18182	19,087	
	12	3602		3	18433	17,650	
	1	3705	4	18799	5590	17,615	
	2	3926	5	13377	5962	19,850	
	3	5260	6	13584	4684	16,630	
	文化	1	5568	7	13725	5732	25,280
		2	6048	8	13888	6728	31,162
		3	6481	9	13889	6795	30,145
		4	6990	10	13984	5731	24,824
		5	7519	11	14163	4031	16,191
		6	7724	12	14484	4061	15,192
7		8014	13	4294	4198	19,182	
8		8524	14	2394	2950	20,797	
9		9124	弘化	1	2426	3244	18,684
10		9615		2	2479	3523	16,587